

所管部課		総務部契約検査課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市契約事務規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 主な改正点 ①指名業者選定委員会への付議を要する契約案件を「契約目途額1,000万円以上」から「契約目途額2,000万円以上」に引き上げる。 ②前払金及び中間前払金の支払限度額を撤廃する。 ※現在は、前払金は1億円、中間前払金は5,000万円を上限としている。 ③主管課契約の事由について、「委託契約でその性質又は目的が競争入札に適しないと認められるもの」を追加。※設計、測量、地質調査及び工事監理の委託契約を除く。 ④契約担当課長への事前協議が必要となる主管課契約について、上記③の契約を追加。 (2) 施行日 令和7年4月1日から施行する。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 本規則改正については、総務課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正事務を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。